

ふれあい会食会事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一人暮らし高齢者等に会食又は配食サービスを通じて外出や地域住民との交流の機会を提供し、孤立感の緩和や親睦を深め、地域福祉を推進することを目的に、地区社会福祉協議会(以下「支会」という。)が行うふれあい会食会事業(以下「事業」という。)に要する賄材料費に助成を行うための必要事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 地域内の公共施設等を使用し、一人暮らし高齢者等を対象とした会食会や配食等により、地域内の人々がふれあい、交流を深める事業の実施に助成を行う。

2 助成の対象経費は、会食会や対象者宅の配食に要する賄材料費とする。

(助成金の額等)

第3条 毎年4月1日現在の地区内の一人暮らし高齢者数に給食サービス実施者数(1回10人を超えない人数で最大30人)を加算した数に500円を乗じた金額で、別に定める限度額を超えない範囲で助成を行う。

(実施期間)

第4条 本事業は、当該年度の2月末日までに実施しなければならない。

(助成申請)

第5条 助成金を受けようとする支会は、毎年6月12日までにふれあい会食会助成金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 松本市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、申請内容を確認のうえ提出を受けた支会へ助成金交付決定を通知するものとする。

(事業変更申請)

第6条 支会は、事業を変更し、事業の一部若しくは全部を中止しようとする場合は、ふれあい会食会助成金変更申請書(様式第2号)を速やかに提出し承認を得るものとする。

2 本会は、前項の変更または中止を承認した時は、支会へ助成金変更決定を通知するものとする。

(実績報告)

第7条 事業を実施した支会は、事業終了後30日以内、又は2月末日までにふれあい会食会事業報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

(助成金の支払い)

第8条 本会は、助成金交付決定通知後8月末日までに助成金交付決定額の2分の1の金額を概算払いで支会へ支払い、以降11月末日までの実績報告提出分を12月に、2月末日までの実績報告提出分を3月に、それぞれ提出のあった支会へ残りの金額を精算払いで支払うものとする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。